

いずみ市民生協宅配事業利用代金支払いの約束事

この約束事は、いずみ市民生協の宅配事業をご利用いただく際に適用される「預貯金口座振替による商品代金等支払い事務取扱要綱」「宅配事業商品等ご利用代金クレジットカード支払要綱」に基づき、その内容を約束事としてまとめたものです。(2017年6月20日現在)

■ 利用代金の支払い方法

次のいずれかからお選びいただけます。

- ① 銀行、郵便局等金融機関の預貯金口座振替によって代金をお支払いいただけます。
引き落とし日は毎月6日です。(6日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。)
なるべく、生協が指定した金融機関を商品代金の引き落とし口座として登録してください。
- ② クレジットカードによって代金をお支払いいただけます。
引落日その他のお支払いの条件は、ご利用になるカード会社の規約に基づきます。
取り扱いカードブランドは、VISA、JCB、アメリカンエクスプレス、ダイナース、マスターカードです。

なお、保険商品の保険料のお支払は、上記①預貯金口座振替によるお支払方法のみとなります。

■ ご利用の開始時期について

- ① 銀行、郵便局等金融機関の預貯金口座振替によって代金をお支払の場合、新規加入の際は、「加入申込書」と預貯金口座振替の受付手続き後、宅配事業をご利用いただけます。預貯金口座振替の受付手続きは、「預貯金口座振替依頼書」の提出、または Pay-easy 口座振替受付を行う専用端末でキャッシュカード読取時に暗唱番号入力・承認をもって行います。
- ② クレジットカードによって代金をお支払の場合、新規加入の際は、「加入申込書」の受付手続き後、宅配事業をご利用いただけます。お支払い方法の登録完了が遅れますと、受注停止を行う場合があります。

■ 利用限度額について

利用開始からの期間に応じてご利用できる限度額が変わります。利用限度額とは、お届けした商品代金等の累計の請求額から、口座振替等によってお支払いいただいた金額を差し引いた未払金の合計をいいます。つまり、ご注文いただいた商品等の代金のうち、未だお支払いいただけていない代金の合計額の事をいいます。

- | | | | |
|-------------------|---|----------------|------|
| I. 利用開始から3ヶ月まで | → | 利用限度額(未払金残高合計) | 10万円 |
| II. 利用開始から6ヶ月まで | → | 利用限度額(未払金残高合計) | 20万円 |
| III. 利用開始から12ヶ月まで | → | 利用限度額(未払金残高合計) | 30万円 |
| IV. 利用開始から12ヶ月経過後 | → | 利用限度額(未払金残高合計) | 50万円 |

※利用限度額(未払金残高合計)とは、お届け済商品の未払金と注文済未お届け分の商品代金を合わせた金額になります。

※利用限度額にはコープでんきの電気料金は含まれません。

■ 商品代金等の請求について

前月26日から、当月の25日までの請求明細書の累計金額が当月の請求金額になります。

毎月25日を含む週に請求書をお届けします。

■ 商品代金等の訂正、返金等について

欠品等で、実際の商品利用金額と請求金額とに差が生じた場合は以下の処理をおこないます。

- ① 月次の請求書の金額どおりに、一旦支払いをお願いし、翌月の請求で訂正します。
- ② 前項に該当する場合でも緊急に処理を必要とする場合には、引き落とし日までに生協から組合員の引き落とし口座に該当の差額を振り込みます。

【預貯金口座振替について】

■ 利用停止規定(以下の場合には受注停止措置を行う場合があります)

- ① 残高不足等により商品代金の口座振替ができず、かつその時点での未払金残高(注文済の未納品分を含みます)が7万円以上の場合。
- ② 同じ月内で連続して商品代金の引き落としができず、振替不能金額が4万円以上の場合。
※上記①②の場合、受注停止措置を行う際の金額判定には、コープでんきの電気料金は含まれません。
- ③ 毎月6日の商品代金の引き落としが2回連続してできなかった場合。
- ④ 商品の利用代金(注文済の未納品分を含む未払金残高)が所定の限度額を超えた場合。
①～④のいずれの場合も、その後の口座振替等によって商品代金等の清算が完了した場合は受注停止措置を解除します。
- ⑤ 2ヶ月連続して商品代金の引落としができなかった場合。
- ⑥ 2ヶ月連続して商品代金の引落としができず、その後のコンビニ振込での支払いも支払期日までにできなかった場合。
- ⑦ 口座事故または口座登録不備等により口座振替ができず、またはコンビニ振込での支払いが、2回連続してできなかった場合。
- ⑧ 利用開始から1ヶ月を経過しても、届け出ていただいた引落とし口座の情報に不備(名義相違、印鑑相違等)があり、金融機関での受付が終了せず引落としができない状況の場合。
- ⑨ 商品代金等の清算が完了し受注停止措置を解除した後、支払期日までに商品代金等の支払不履行となった場合、商品等の受注を再度停止します。
⑤～⑨の場合、引き続き商品の利用を希望され、受注停止解除の申し出をいただいた場合でも、生協は受注停止措置を解除しないことがあります。

■ 引き落とし手数料について

口座振替による引き落としができなかった場合、別途郵送で案内を送付します。
これに必要な事務手数料206円（税込）を負担いただきます。

■ 遅延損害金その他

- ① 2ヶ月連続して支払いの不履行が発生し、その翌月の6日までに現金による滞納金の清算を完了しなかった場合、この清算期限の翌日を起算日とし、その日から完済日まで年利12%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金をお支払いいただきます。
- ② 一定期間を過ぎた支払い代金の未払金については、債権管理会社に回収を委託します。また、代金回収のための法的手続きをとる場合があります。

【クレジットカード支払について】

■ 利用停止規定（以下の場合には受注停止措置を行います）

- ① カード会社の規定により、カード会員資格を喪失された場合。
- ② 現金またはコンビニ収納によるお支払にお切替となり、その支払期日までにご入金が入金が2回連続してできなかった場合。
- ③ 商品代金等の清算が完了し受注停止措置を解除した後、支払期日まで商品代金等の支払不履行となった場合、商品等の受注を再度停止します。
①～③の場合、引き続き商品の利用を希望され、受注停止解除の申し出をいただいた場合でも、生協は受注停止措置を解除しないことがあります。

■ その他カード会社への支払いについて、カード会社の規定に従っていただくことになります

■ 次の場合、現金またはコンビニ収納による生協へのお支払いにお切替をいたします。

- ①クレジットカードのご利用限度額を超えている場合
- ②お申し込んだクレジットカードがカード会社より使用できない通知があった場合
- ③クレジットカード会社の審査やクレジット支払の登録手続きが生協の指定する締切日に間に合わなかった場合、クレジット支払の登録手続きが完了するまでの間。